

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局・警察本部

目 次

1	収入証紙の利用終了について.....	1
---	--------------------	---

参考資料	収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧
------	-----------------------

収入証紙の利用終了について

1 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）利用についても令和8年3月末に終了する。

2 収入証紙の利用を終了する手数料等

(1) 全庁

令和7年3月末 505 手数料（運転免許関係手数料など）

※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する

令和7年9月末 49手数料等（一般旅券発給手数料など）
収入証紙の販売終了（収入証紙制度の廃止）

令和8年3月末 全ての収入証紙の利用終了（経過措置期間）

(2) くらし安全防災局、警察本部

令和7年3月末・77 手数料（消防法関係手数料（くらし安全防災局関係）など）

・112 手数料（運転免許関係手数料（警察本部関係）など。3 手数料はくらし安全防災局分と重複。）

運転免許センターで収納する運転免許関係手数料は、令和7年7月末で利用を終了

※ 警察本部は、警察署（本部所属等含む）と運転免許セ

ンターにおいて異なるキャッシュレス導入スケジュールを予定している。

3 収入証紙廃止後の主な支払方法

(1) 暮らし安全防災局関係の手数料

ア 県が窓口となる手数料

- 電子申請時の電子納付
クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングなど
- 申請窓口でのキャッシュレス決済
クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
- 金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い
- ※ 一部の申請窓口では、当面の間、電子申請による電子納付及び金融機関等での納付書（現金）払いのみに対応
- ※ 一部の手数料では、申請窓口でのキャッシュレス決済及び金融機関等での納付書（現金）払いのみ又は金融機関等での納付書（現金）払いのみに対応

イ 県以外が窓口となる手数料

- 金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

(2) 警察本部関係の手数料

ア 警察署等

- 申請窓口でのキャッシュレス決済
クレジットカード、電子マネー、スマホ決済
- 金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

イ 運転免許センター

- 申請窓口でのキャッシュレス決済（現金対応可能な自動決済機によるもの）
クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、現金

4 周知

- 申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに関係する事業者団体などを通じて、周知する。
- 収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

5 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

- 令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要があるとあり、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。
なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払いについては、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。
- 令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。
- 申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。
- 未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

6 今後の予定

- 令和6年11月：「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出（令和7年4月1日施行）
- 令和7年2月：「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

< 別添参考資料 >

- ・参考資料 収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧